

修正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>第3章 放射性物質事故予防対策</b></p> <p>6 緊急時被ばく医療体制の整備            (4) 航空による防災体制の確保            県は、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所</u>のヘリコプター離着陸場を活用し、防災体制の確保を行うとともに、既存のヘリコプター離着陸場適地を活用し、ヘリコプター離着陸場の確保を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 放射性物質事故応急対策</b></p> <p>1 情報の収集・連絡            (1) 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡            (略)            また、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>に対し、必要に応じ、放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。</p> <p>3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施            県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。            (削除)            (8) 廃棄物調査(総合企画部、環境生活部、県土整備部、水道局)</p> <p>8 緊急時被ばく医療対策            県は、必要に応じ、国、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 放射性物質事故予防対策</b></p> <p>6 緊急時被ばく医療体制の整備            (4) 航空による防災体制の確保            県は、<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>のヘリコプター離着陸場を活用し、防災体制の確保を行うとともに、既存のヘリコプター離着陸場適地を活用し、ヘリコプター離着陸場の確保を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 放射性物質事故応急対策</b></p> <p>1 情報の収集・連絡            (1) 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡            (略)            また、<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>に対し、必要に応じ、放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。</p> <p>3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施            県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。            (8) <u>工業製品調査(商工労働部)</u>            (9) 廃棄物調査(総合企画部、環境生活部、県土整備部、水道局、<u>企業庁</u>)</p> <p>8 緊急時被ばく医療対策            県は、必要に応じ、国、<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。</p>

修正案			現行		
【別表】 1 配備基準			【別表】 1 配備基準		
(情報収集体制・災害警戒体制)	設置する本部	放射性物質事故 放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※本部長が必要と認めたとき	(第1・第2配備)	設置する本部	放射性物質事故 放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※本部長が必要と認めたとき
	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。		配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 流通販売課 安全農業推進課 畜産課 森林課 水道局水道部計画課 水道局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課		配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 流通販売課 安全農業推進課 畜産課 森林課 水道局計画課 水道局浄水課 企業庁企業総務課 病院局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課
		出先機関 （関係各部局等において必要と認めたとき）※4			出先機関 関係各部局等において必要と認めるとき
(災害対策本部第1～第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事）	(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事）
	配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたとき。		配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたとき
	配備を要する課等	本庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 生産振興課 耕地課 水産課 漁業資源課 県土整備政策課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 公園緑地課 下水道課 住宅課 出納局 水道局工業用水部施設設備課 企業土地管理局経営管理課		配備を要する課等	本庁 第2配備に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 資源循環推進課 廃棄物指導課 経済政策課 産業振興課 生産振興課 耕地課 水産課 漁業資源課 県土整備政策課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 公園緑地課 下水道課 住宅課 出納局 企業庁施設設備課 企業庁事業調整推進課

修正案		現行	
	出先機関 <u>災害警戒体制</u> と同じ 必要に応じて関係機関で 増強する。		出先機関 <u>第2 配備</u> と同じ 必要に応じて関係機関で増強 する
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」 以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」 であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</p> <p><u>3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の 配備体制を指示することができる。</u></p> <p><u>4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備に つく。</u></p>		<p>※配備の特例措置</p> <p>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」 以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」 であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 (新設)</p>	
※議会事務局には連絡のみ行う。		※議会事務局には連絡のみ行う。	